

検査センター トピックス

第98号 H30.2

非侵襲性の腸管炎症マーカー 便中カルプロテクチン検査のご案内

- 潰瘍性大腸炎の病態把握・炎症性腸疾患の診断補助
- 大腸内視鏡検査実施の回数を削減できる可能性

**H30 年 1 月より検査開始しております。
専用容器が必要です。ご依頼下さい！**

項目名	材料	検査方法	基準範囲 (mg/kg)		日数
便中 カルプロテクチン	糞便 1g	FEIA 法	炎症性腸疾患の診断補助の指標	50 以下	5~10
			潰瘍性大腸炎の病態把握の指標	300 以下	日
保険収載	D014 27	カルプロテクチン (糞便)	276 点	検査料金	
			免 疫	2,400 円 (税抜)	

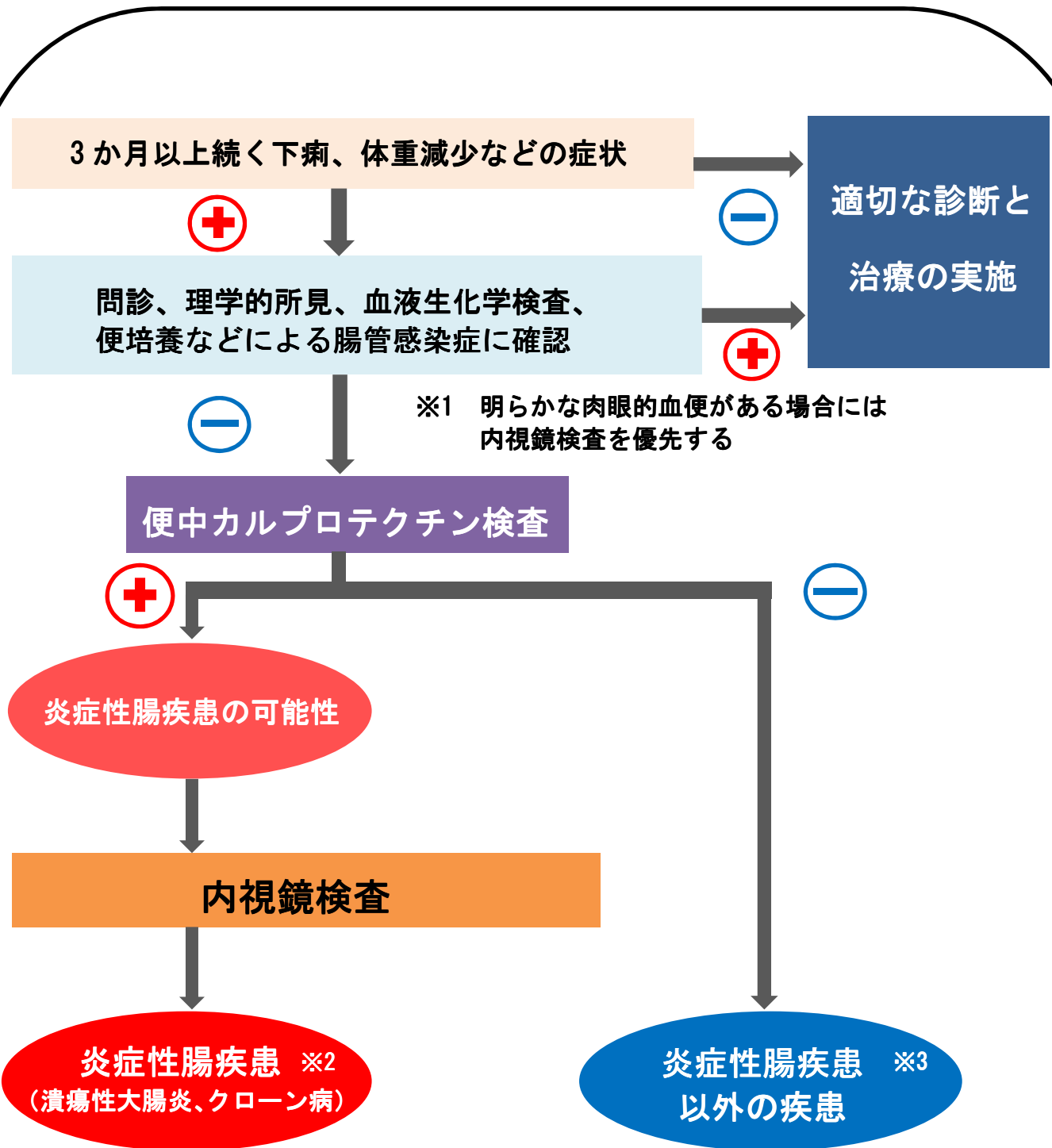
慢性的な炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎やクローン病等）の診断補助を目的として測定した場合に算定できます。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸管疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施して下さい。また、その要旨を診療録および明細書の摘要欄に記載して下さい。

潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として測定した場合に、**3月に1回を限度として算定**できます。ただし、医学的な必要性から、病態把握を目的として、本検査を3月に2回以上行う場合（1月に1回に限る）には、その詳細な理由および検査結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載して下さい。

慢性的な炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎やクローン病等）の診断補助または潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、本検査および区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定できます。

次ページあり

便中カルプロテクチンによる炎症性腸疾患の診断補助



※2 最終的な確定診断は診断基準に基づく

※3 ただし、その後の経過・検査などで炎症性腸疾患が疑われる場合には
内視鏡検査を含む精査を行う

ご利用よろしくお願いします！



呉市医師会臨床検査センター
TEL : 0823-25-7755